

DS 3 5 0 米国—ゼロイングの維持と継続的な適用
(パネル報告 WT/DS350/R、配布日 2008 年 10 月 1 日)
(上級委員会報告 WT/DS350/AB/R、配布日 2009 年 2 月 4 日)
(DSB 採択日 2009 年 2 月 19 日)

梅島 修

I. 事案の概要

1. 事実の概要

本件は、EC が、米国アンチダンピング手続（当初調査、行政見直し、サンセットレビュー）において米国商務省がゼロイング法を適用して計算されたダンピングマージンに基づき AD 措置を課すことの協定整合性を問題としたものである。具体的には、EC 加盟国の産品に対して複数の AD 手続により維持している 18 件の AD 措置それ自体(as such)の協定整合性を、また、個別事例へのゼロイングの適用として、37 件の行政見直し及び 11 件のサンセットレビューの協定整合性を問題とした。

2. パネル/上級委員会の手続に係る概要

(1) 時系列的経緯

① パネル・上級委員会報告に至る手続

2006 年 10 月 2 日 EC、米国に対し、二国間協議を要請。同月 9 日、追加協議を要請。
2007 年 5 月 10 日 EC、パネル設置を要請。6 月 4 日、紛争解決機関、パネル設置を採択。
2008 年 6 月 27 日 パネル中間報告を当事国へ配布。
2008 年 10 月 1 日 パネル報告書を加盟国へ配布。

2008 年 11 月 6 日 EC による上訴通知。
2008 年 11 月 18 日 米国による、その他上訴通知。
2009 年 2 月 4 日 上級委員会報告配布。
2009 年 2 月 19 日 紛争解決機関、パネル・上級委員会報告書を採択。

② 勧告の実施の状況

2008 年 6 月 2 日 同年 12 月 19 日迄とする RPT に合意。
2009 年 12 月 19 日 RPT 終了。
2009 年 12 月 29 日 両国、本紛争の今後の手続き（シーケンス）について合意。

2010年12月28日 米国商務省、今後の行政見直し、サンセットレビューにおいてゼロイングを利用しないこととする提案を、官報告示。

(2) パネリスト

Chairperson: Dr. Faizullah Khilji

Members: Mr. Michael Mulgrew

Ms Lilia R. Bautista

(3) 上級委員会メンバー

Presiding Member: Zhang,

Members: Baptista, Unterhalter

(4) 第三国参加国

ブラジル、中国、エジプト、インド、日本、韓国、メキシコ、ノルウェー、台湾、タイ

I I. パネル/上級委員会報告の概要

A. パネル手続

1. 申立国の主張・請求の概要

- ・ 米国は、18件のAD措置において、ゼロイング法を用いて計算されたマージンに基づいてAD税を課しており、かかる措置は、GATT第VI:1条及びVI:2条、AD協定第2.4条、2.4.2条、9.3条、11.1条、11.3条、マラケッシュ協定第XVI:4条に不整合である。
- ・ 米国は、4件の当初調査において、輸出製品のモデル別に、輸出価格の加重平均と正常価格の加重平均とを比較して、プラスのダンピングマージンのみを合計して全体のダンピングマージンとする「モデルゼロイング」を適用してダンピングマージンを計算し、ダンピングを判断した。かかるGATT第VI:1条及びVI:2条、AD協定第2.4条及び2.4.2条に違反した。
- ・ 米国は37件の行政見直しにおいて、個別の輸出価格と正常価格の加重平均とを比較してプラスのダンピングマージンのみを合計して全体のダンピングマージンとする「シンプルゼロイング」を適用した。かかる行政見直しはGATT

第 VI:1 条及び VI:2 条、AD 協定 2.4 条、2.4.2 条、9.3 条、11.2 条に不整合である。

- ・ 米国は、11 件のサンセットレビューにおいて、当初調査においてゼロイング法を用いて計算されたマージンに基づいてダンピングの可能性の判断を行った。かかる判断は、AD 協定第 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条、11.1 条、11.3 条に不整合である。
- ・ さらに、DSU 第 19 条に基づき、18 件の AD 措置に基づく全ての AD 手続きにおいて、ゼロイングの適用を中止するよう米国に命令することを求める。

2. 被申立国の主張の概要

- ・ EC の主張全てを却下することを求める。
- ・ 18 件の AD 措置の継続的適用、AD 手続き 14 手続は、EC の二国間協議要請書に含まれていない。よって、本パネル審理の対象ではない。
- ・ EC の特定した行政見直し・サンセットレビューのうち 4 件は仮結果についてであるから、AD 協定第 17.4 条の範囲外である。

3. パネル審理の概要

(1) パネル付託事項： 二国間協議要請書に記載されていなかった 14 手続

① 米国の主張

EC がパネル設置要請に含めた 54 手続のうち、二国間協議要請書では追加を含め 40 手続を掲げたに過ぎず、14 手続（サンセットレビュー 11 手続（そのうち 3 手続は協議要請時において係属中）及び行政見直し 4 手続（そのうち 1 件は協議要請時において係属中））は二国間協議要請書に特定されていない。従って、本紛争の対象外である。（パラ 7.11） パネル手続きの対象は二国間協議において提起された事項に限定される。（パラ 4.712）

② EC の主張

EC は、二国間協議要請書でその対象を「ゼロイング手法の維持と継続的な適用」として、18 件の AD 措置について、それらの対象国、対象産品を特定している。パネル設置要請書も同様である。（パラ 7.14） 問題とされた 14 手続は、本質的にそ

れら対象と同一の事項である。また、二国間協議要請書に掲げられた手続きと直接関係した手続きである。(パラ 7.15)。

③ パネル判断

DSU第 6.2 条は、パネル設置において請求できる範囲は二国間協議要請書に限定されるとしているものではない。(パラ 7.22) *Canada - Aircraft* パネルは、パネル設置要請書において二国間協議要請書と「同一の紛争」を対象としている場合、パネル付託事項となる、としている。これは、被申立国のための適正手続の要請がある一方で、また紛争の対象は二国間協議とパネル設置までの間で変動し得るからである。また、*Brazil - Aircraft* パネルは、両者が正確に同一である必要はない、としている。(パラ 7.23) 米国が問題とする 14 手続は、他の 38 手続と同一の産品及び対象国に対する同一の手法、即ちゼロイング、の適用を問題とするものであり、EC の請求内容に何ら変わるところはない。(パラ 7.25) *US - Certain EC Products* 上級委員会は 2 つの措置について、措置の内容、措置を発出した政府機関、それら措置の法的関連性、を検討して、それらに十分な関連性がないと認定し、一方はパネル付託事項に含まれないと判断したものである。(パラ 7.26) 本件は、同一の産品、同一の対象国、同一の法的問題を対象としており、それら 14 手続きは同一の対象事項 (subject matter)、同一の紛争についてである。よって、米国の主張を却下する。(パラ 7.28)

なお、18 件の AD 税の継続的適用については、パラ 7.61 に述べる理由により、本パネル付託事項に含まれない。(パラ 7.29)

④ 上級委員会の判断

DSU 第 4 条及び 6 条は、二国間協議要請書とパネル設置要請書との間に完全な同一性を求めているものではない。パネル設置要請書に記載の措置が二国間協議要請書に記載されていないからといって、直ちに付託事項に含まれないこととなるものではない。かかる追加により、「紛争の範囲」が拡大されたかが問題となる。(パラ 224)

EC の二国間協議要請書は、行政見直しの結果、確定した税の賦課、特定の個別手続きによる継続的な AD 税の適用、を対象としている。(パラ 226) その主張では、特に、米国商務省が全てのレビュー手続きにおいてゼロイング手法を制度的に

(systematically) 適用しているとしている。問題の 14 手続きは、二国間協議要請書において特定された AD 税と同一の AD 税及び同一の法的基礎に関する措置である。(パラ 227)。

本件は、*US - Certain EC Products* とは異なる。当該事例は、担保要求と 100%関税という 2 件の措置が問題であった。また、それら 2 措置は異なる法的根拠に基づき異なる行政機関がおこなったものであった。(パラ 230)。本件は、同一の税が同一の法的根拠

により同一の国からの同一の産品に課せられたものである。(パラ 231)。他方、*Brazil - Aircraft* では、PROEX という同一の制度に基づく輸出補助金についてであったところから、パネル設置要請書において追加された補助金は、二国間協議の対象とされた補助金と、「基本的に、同一の紛争に関する」ものであると判断したものである。(パラ 235)

以上の点から、パネルの判断に誤りはない。(パラ 236)

(2) パネル付託事項： 二国間協議要請書に記載されていなかった AD 税 18 件の継続的適用

① 米国の主張

AD 税 18 件についての「ゼロイング手法の維持と継続的な適用」との EC の請求は、事後の手続き全てを含むものであり、DSU 第 6.2 条が定める、措置の特定要件を満たしていない。(パラ 7.31)。EC の主張は、AD 税 18 件それぞれ、特定の手續、決定に依拠したものであることを無視しており、特定性に欠ける。(パラ 7.33)

② EC の主張

特定の輸出国の特定の産品についてゼロイング手法を適用した税率、という請求は十分に特定性がある (パラ 7.35)。当該措置の形式を問われるべきではない。かかる記述は相手国の適正手続きの権利を保護するに十分である (パラ 7.38)。

③ パネル判断

EC は、ゼロイング手法それ自体 (as such) を争っておらず、特定の措置について争っているものである (パラ 7.42)。しかし、上級委員会は「紛争解決手續の目的上、WTO 加盟国の作為または不作為は措置である」としているものであって (パラ 7.45)、DSU 第 6.2 条は as such 又は as applied という分類を明示することを求めたものではない (パラ 7.46)。他方、EC の主張は、AD 税 18 件と個別手續 52 件との関係が曖昧である。(パラ 7.49)

本件は、日本-フィルム の事例とは異なる。日本-フィルム では、措置は特定されており、当該措置に付随した又は緊密に関連した措置が DSU 第 6.2 条の問題とされたものであるが、本件では、AD 税 18 件の継続的適用、とされており、特定の措置そのものが明示されていない (パラ 7.54)。また、AD 税 18 件の継続的適用それ自体では、特定の措置を明示したこととならない (パラ 7.56)。

また、EC の請求は、将来の AD 手續も含み得るものであるが、DSU 第 6.2 条は、原則として、パネル設置日に存在していない措置について、パネルが判断することをパネルに認めていない。例外的に、設置日以降に成立した措置が対象となり得るのみである (パ

ラ 7.59)。また、本件では、EC は、米国が別途の紛争に基づき勧告されたゼロイング不適用を実施していないことを問題としているが、本件とかかる紛争との関係が明確にされていない。(パラ 7.60)

以上の理由から、EC の AD 税 18 件の継続的適用という請求は、DSU 第 6.2 条の措置の特定性に欠ける。したがって、本パネル手続の対象とならない (パラ 7.61)。

EC は米国の適正手続の権利を害していないと主張するが、DSU 第 6.2 条は、被申立国に、その適正手続の権利が害されたことの立証を求めている (パラ 7.63)。上級委員会は、EC-コンピュータ装置、韓国一乳製品において、被申立国の適正手続の権利の侵害を検討しているが、これは、DSU 第 6.2 条にかかる立証要件があるものとしたものではない。

④ 上級委員会の判断

EC は、パネルは DSU 第 6.2 条の「手続上の法的分析」と第 3.3 条の「実体法の分析」とを混同しているものであり、紛争解決制度の目的となる措置、かかる措置の存在及び正確な内容、のいずれも第 3.3 条の問題であると主張しているが (パラ 154)、DSU 第 6.2 条は、パネル設置要請書に「特定の措置が明示」され、「申立の法的根拠の簡潔な要約」が記載されることを求めている。(パラ 160) これは、第 1 に、パネルの管轄権の範囲を画定し、第 2 に、被申立国の適正手続の権利を保障するためのものである。(パラ 161)

本パネル設置要請書では、特定された 18 件の AD 税賦課命令による税、それら税に係わる直近の行政見直し又はサンセットレビュー、それら手続におけるゼロイングの適用、との特定がなされている。これらは、米国に、紛争の対象とされた措置を米国に通知するに十分である。(パラ 166)

第 6.2 条は、パネルの管轄権の範囲を画定するために、パネルが対象とされている措置を峻別するために十分な精度でパネル設置要請書に記載されていなければならない。本パネルは、それ以上を要求している。(パラ 168) 措置の存在及びその正確な内容は、パネル手続において検討されるものであり、第 6.2 条の目的として検討されるべきものではない。(パラ 169)

別途の請求である 5 2 の個別手続との関係が明確になっていないとの議論は、18 件の AD 税についての特定性とは直接の関係はない。(パラ 170) また、パネルは将来の措置が含まれ得るとしているが、18 件の AD 税賦課は継続しているものであるから、そのパネル設置要請に将来についての効果が含まれているからと言って、何ら不自然ではない。(パラ 171)

以上から、パネル判断を覆す。さらに、EC は、18 件の AD 賦課命令について、パネ

ル設置要請書において十分に特定したと判断する。(パラ 172) その他の EC の主張については判断する必要がない。

次に、EC の請求は、第 3.3 条の「措置」に該当するか検討する。パネルが述べた通り、as such, as applied は有意な分析ツールではあるが、WTO 紛争解決において提起できる措置の全てを示したものではない。(パラ 179) 本件では、一連の手續におけるゼロイング手法の継続的適用による 18 件の AD 賦課命令・AD 税の、継続的な賦課、評価、徴収、が請求事項である。(パラ 181) これは、as applied よりも広く、as such として捉えられる制度、規則よりも狭い。(パラ 180) EC は、これらを 52 件の個別手續とは独立した、別途の請求としたものである。これは、第 3.3 条の「措置」に該当する。(パラ 185)

米国は、18 件の AD 税の継続的賦課について、上級委員会がパネル判断を覆した場合であっても、EC は二国間協議要請書に 18 件の継続的な AD 税の賦課を特定されていないため、パネル付託事項の範囲外であると主張する (パラ 237)。

EC の二国間協議要請書は、行政見直しの結果、最終的な税の賦課、個別手續においてゼロイング手法が用いられた結果としての継続的な AD 税の賦課、を対象としている。したがって、継続的な AD 税の賦課は、個別手續とは別途の請求である。(パラ 239) AD 税の件数はパネル設置要請書において 18 件と特定されたものであるが、それらは、全て、二国間協議要請書において特定された個別手續 38 件についてである。よって、パネル設置要請書に特定された 18 件の AD 税の継続的賦課は、二国間協議要請書において特定された事項と同一である。したがって、二国間協議要請書との齟齬の問題はない。(パラ 240)

(3) AD 税 18 件の継続的適用の AD 協定不整合

① EC の主張

AD 税 18 件は、いずれもゼロイングを適用しなかった場合のダンピングマージンを上回る税率を適用したものであるから、AD 協定第 2.4 条, 2.4.2 条, 9.3 条, 11.1 条, 11.3 条に不整合である。また、既に上級委員会よりゼロイングは WTO 不整合であると判断されているものであり、これに従っていないことは、マラケッシュ協定第 XVI:4 条に不整合である。

② 米国の主張

これまでの上級委員会の判断は過去の紛争に関する事項に関するものであり、本件には適用されない。(パラ 7.80)

③ パネル判断

AD 税 18 件の継続的適用は本パネル手続の対象とならないとパラ 7.61 で判断した。したがって、EC の主張のうち、マラケッシュ協定第 XVI:4 条を除く、AD 協定第 2.4 条, 2.4.2 条, 9.3 条, 11.1 条, 11.3 条との不整合については検討しない。(パラ 7.83)

④ 上級委員会の判断

パネルの認定した事実及び当事国間で争いとなっていない事実から、当該「措置」の AD 協定整合性を判断できるか、検討する。(パラ 186) なお、別途の紛争において認定された、ゼロイング手法の as such 不整合は、本紛争における事実認定を左右するものではない。本紛争において、同一の事実が提出されれば、同様の結論に達する可能性は高いであろう。しかし、過去の WTO 紛争解決において認定された事実は、別途の紛争を拘束するものではない。(パラ 190)。

18 件のうち、4 件についての AD 賦課命令は、それぞれについて、行政見直し 4 手続においてゼロイングを適用してダンピングマージンが計算され、サンセットレビューにおいて当初調査のダンピングマージンを根拠として決定がなされている事実がパネルにより認定されている。従って、それら 4 件については、一連の行政見直し及びサンセットレビューにおいてゼロイング手法が適用されてきたことが認定されており、かかる証拠の密度から、今後の手続においても適用され、AD 税が維持される可能性があることを示す十分な証拠が記録上に存在すると認定する。(パラ 191)

米国は、事実関係によっては、全ての輸出価格が正常価格よりも低く、ゼロイング手法が適用されないこともあると主張する。しかし、たとえ特定の事実の状況によりゼロイングがなされない可能性があるとしても、ゼロイング手法を採用し続けることは、それら一連の手続から立証されている。

その他の 14 件のうち、4 件は当初調査のみに、別の 1 件では、行政見直し 1 手続のみに、ゼロイング法が使用されたことが認定されたに過ぎない。さらに別の 1 件ではサンセットレビュー 1 手続についてゼロイング法が使用されたことが認定されていない。他の 8 件のうち 3 件については行政見直し 2 手続及びサンセットレビュー 1 手続、残りの 4 件については行政見直し 2-3 手続のみについて審議されたが、全てまたは一部手続について、ゼロイング法が使用されたことが認定されていない。したがって、いずれも、過去の行政見直し、サンセットレビューでのゼロイング手法適用の事実認定が不十分である。(パラ 193-198) {注: 上級委員会の説明では、1 件の分析が不足していると思われる。}

以上から、4 件についてのみ、AD 税の継続的賦課は、GATT 第 VI:2 条、AD 協定第 9.3 条及び第 11.3 条に不整合であると判断する。(パラ 199)

(4) パネル付託事項： パネル設置要請に含まれた係属中の手続

① 米国の主張

パネル設置要請記載の個別措置のうち、4 事例はサンセットレビュー仮結果（3 件）、行政見直しの仮結果（1 件）に過ぎず、AD 協定第 17.4 条の 2 要件、即ち、最終措置に顕著な影響を与えたもので、AD 協定第 7.1 条に反したもので、との要件を満たしていない。（パラ 7.68）

② EC の主張

EC は、AD 協定第 17.4 条にいう暫定措置を争っているものではない。（パラ 7.73） それら 4 事例の仮結果は、米国がゼロイング手法を適用し、DSB の勧告を遵守していないことを示している、特別な事情がある。したがって、本パネル審理の対象となる。（パラ 7.74）

③ パネル判断

AD 協定第 17.4 条は、AD 協定第 7.1 条に定めに反して適用された暫定措置を紛争解決機関に提起できることと定めている。EC は、4 事例の仮結果 {注：これは手続きの中間判断に過ぎず、措置ではない} が第 7.1 条の 3 条件を充足していないことを示していない。（パラ 7.73.）

EC の主張する特別な事情は、AD 協定第 17.4 条に優先するものではない。よって、それら 4 事例はパネル審理の対象とならない。（パラ 7.77）

④ 上級委員会判断

EC は AD 協定第 7.1 条に基づく請求をしていないにも係わらず、同条に基づき EC の請求を却下したパネル判断は支持できない。（パラ 207）

4 事例のうち 2 事例は、オランダ産厚板の行政見直し、サンセットレビューの仮結果についてである。これらは、パネル設置時は係属中であつた。（パラ 209）（また、その後、同サンセットレビューの最終決定により措置は撤廃されている。）。仮結果は最終決定により変更されるものであるから、EC は、それら仮結果により過剰なダンピングマージンが徴収される、またはゼロイングを適用したダンピングマージン計算がなされることを立証できないのである。したがって、これら 2 件は、premature である。（パラ 210）

他の 2 事例は、サンセットレビューにおけるダンピングに関する最終決定であるが、これらも、パネル設置時には米国 ITC の損害についての最終決定がなされていない。よ

って、それら 2 事例についても分析を完了することはできない。(パラ 211)

以上から、4 事例について分析を完了すべきとする EC の主張を却下する。(パラ 212)

(5) ゼロイング手法の当初調査への適用

① EC の主張

米国は、当初調査 4 件においてモデルゼロイングを適用した。1 事例では、そのため、12.15%であるべきダンピングマージン率が 14.88%とされた。(パラ 7.84) AD 協定第 2.1 条、GATT 第 VI:1 条の定義条項は、調査対象産品全体に適用される。また、第 2.4.2 条も調査対象産品全体についてダンピングを計算することを求めている。(パラ 7.85)

AD 協定第 2.4 条は、公平な比較を求めている。これは、独立した義務である。モデルゼロイングは本質的に偏った、不公正な方法であるから、第 2.4 条に不整合である。(パラ 7.86)

② 米国の主張

当初調査においてゼロイング手法を適用してダンピングマージンを認定したことは認める。しかし、上級委員会は、*米国—軟材 V*において AD 協定第 2.4.2 条不整合を認定したものである。AD 協定第 2.1 条、2.4 条は定義条項であって、協定不整合の根拠とならない。(パラ 7.88)

③ パネル判断

(なお、少数意見として、多数意見に結論に同意するも、それに至る理由については、これまでの上級委員会の判断を支持するとするものが付帯されている。パラ 9.1-9.10) モデルゼロイングを 4 件の当初調査に適用したこと、これは第 2.4.2 条に不整合であることに両当事国に争いはない。(パラ 7.104)

しかし、申立国は、ゼロイングの事実について立証 (prima facie) をしなければならぬため、かかる立証がなされたものであるか確認する。(7.105)。この点について、EC は *米国—軟材 V*における上級委員会の判断を援用して、モデルゼロイングは AD 協定第 2.4.2 条に不整合であることを立証した。(7.108)。本パネルは、*米国—軟材 V*における上級委員会の判断に賛成する。よって、モデルゼロイングは AD 協定第 2.4.2 条に不整合である。(パラ 7.111)。さらに AD 協定第 2.4 条との整合性について判断する必要はない。

(6) ゼロイング手法の行政見直しへの適用

① EC の主張

米国は、行政見直し 37 事例において、シンプルゼロイングを適用して、AD 清算税率、預託率を認定し、税率を膨張させた。イタリア産ボールベアリングでは、これにより、2.52%であるべきものが、7.65%とされた。(パラ 7.113) AD 協定第 9.3 条はダンピングマージンの計算方法を特定していないが、上級委員会が既に判断した通り、調査対象製品全体により計算されたダンピングマージンが上限となる。よって、米国商務省は AD 協定第 2 条及び 9.3 条に不整合な認定をおこなった。(パラ 7.114)

第 2.4 条の定める公平な比較要件は第 9.3 条に適用される。シンプルゼロイングは公平な比較ではない。よって、同条に不整合である。(パラ 7.115)

さらに、第 2.4.2 条は行政見直しにも適用される。よって、米国商務省の認定は AD 協定第 2.4.2 条に不整合である。米国商務省は同条第 2 文の条件を満たさずに、シンプルゼロイングを適用した。また、輸出入取引毎のダンピングマージンのうちマイナスのものを、合計値に加えなかった。(パラ 7.117)

ダンピングマージンの再計算は、第 11.2 条レビューと同等の効果を有する。米国商務省によるシンプルゼロイングを適用した預託税率の変更は、ダンピングを相殺するに必要とされる税率を上回る税率の賦課となる。したがって、第 11.2 条に不整合である。(パラ 7.118)

② 米国の主張

米国—教材 V における上級委員会の判断は AD 協定第 2.4.2 条に限定される。(パラ 7.120) AD 協定第 2.1 条、GATT 第 VI:1 条は定義条項であり、それら自体が加盟国に義務を課すものではない。(パラ 7.121) また、「製品」との用語は、個別取引も指す。

(パラ 7.122) さらに、第 2.4.2 条第 1 文「調査の段階において」との文言は、同項は当初調査にのみ適用されることを明確にしている。よって、第 2.4.2 条第 1 文のゼロイング禁止は第 9 条の見直しには適用されない。(パラ 7.123)

第 9.3 条が第 2 条を準用しているが、第 2 条の条項自体にその適用範囲が規定されており、第 2.4.2 条は第 9.3 条に適用されない。これは、税額評価を行う第 9.4 条(ii)の予測正常価格制度において、WA-T 比較が認められている点からも言える(パラ 7.124)。また、WA-T 比較においてゼロイングが禁止されるのであれば、その比較方法は WA-WA 比較と数学的に同等となってしまう。この点は、欧州第 1 審裁判所も、認めたものである。(パラ 7.125)

EC は、「製品」との用語は調査対象製品全体を指すという、誤った認識に基づいている。個別取引を指すと解釈することは排除されていない。そもそも、ゼロイングは本質的に不公正であるという考え方が誤りである。(パラ 7.127)

米国商務省の行政見直しは AD 協定第 9.3 条レビューであって、AD 税賦課継続の必要性を検討する第 11.2 条レビューではない。(パラ 7.128)

上級委員会の米国—ステンレス鋼(メキシコ)における判断は誤りである。そもそも、DSB 勧告は、他の紛争を拘束するものでも、協定解釈の権能があるものでもない。本パネルは、独自の審査をおこなうべきである。(パラ 7. 129)

③ パネル判断

(a) 米国商務省の問題及び決定メモが当初提出されなかった 7 手続について

EC は、本紛争対象の 37 手続のうち 7 手続について、米国商務省の「問題及び決定メモ」においてシンプルゼロイングを適用したことが述べられていなかったため、当初、提出しなかった。しかし、第 2 回パネル会合後、パネル質問に答えて、それら決定メモ、さらに 2 手続についてはマージン計算プログラムを提出した。

それら問題及び決定メモは、パネル質問に答える形で EC から提出されたものであり、その後米国に意見表明の機会が与えられたものであるから、本パネル審理の対象となる。(パラ 7. 149) しかし、それら 7 件のいずれも、シンプルゼロイングが適用されたことの立証が不十分であるため、これらはシンプルゼロイングに係わる本パネル判断の対象外とする。(パラ 7. 158)

ラトビア産鉄筋 2002-2003 行政見直し： EC はコンピュータプログラムの文言を指摘し、また、ゼロイングを適用した場合としなかった場合それぞれについて、EC が自らおこなったとする計算結果を提出したが、それらは必ずしもシンプルゼロイングがおこなわれたことを立証するものではない。また、「問題及び決定メモ」はシンプルゼロイングの適用について述べていない。よって、この件については、立証不十分である。(パラ 7. 151)

フランス産ステンレス棒鋼 2004-2005 行政見直し： 本件について提出された最終決定、「問題及び決定メモ」のいずれもシンプルゼロイングがおこなわれたことを述べていない。よって、この件については、立証不十分である。(パラ 7. 152)

フランス産ステンレス棒鋼 2003-2004 行政見直し： 本件について提出された最終決定、「問題及び決定メモ」のいずれもシンプルゼロイングがおこなわれたことを述べていない。よって、この件については、立証不十分である。(パラ 7. 153)

ドイツ産ステンレス棒鋼 2004-2005 行政見直し： EC は、ゼロイングの適用した場合としなかった場合それぞれについて、EC が自らおこなったとする計算結果を提出したが、これは、行政見直し手続において米国商務省がおこなった計算ではない。また、「問題及び決定メモ」はシンプルゼロイングの適用について述べていない。よって、この件については、立証不十分である。(パラ 7. 154)

ドイツ産ステンレス棒鋼 2001-2003 行政見直し： EC は、2004-2005 行政見直しと同様の資料を提出したが、パネルは、同行政見直しと同様の理由により、立証不十分であると判断した。(パラ 7. 155)

イタリア産ステンレス棒鋼 2001-2003 行政見直し： EC は、ドイツ産ステンレス棒鋼 2004-2005 行政見直しと同様の資料を提出したが、パネルは、同行政見直しと同様の理由により、立証不十分であると判断した。(パラ 7. 156)

イタリア産パスタ 2004-2005 行政見直し： EC は、ドイツ産ステンレス棒鋼 2004-2005 行政見直しと同様の資料を提出した。パネルは、同行政見直しと同様の理由により、立証不十分であると判断した。(パラ 7. 157)

(b) 上述 7 件を除く、29 件の行政見直し手続について

29 件の行政見直し手続において米国商務省が用いた計算方法に、両当事者に意見の相違はない。(パラ 7. 158)

米国—ステンレス鋼 (メキシコ) における上級委員会の判断には、次の点で疑問、相互矛盾があり、同事例のパネル判断が正しいと考える。

- ・ ダumping は輸出者毎のコンセプトに限定されるものではなく、AD 税を支払う輸入者毎とも考えられる。輸出者毎のダumping マージン計算は、高いダumping マージンで輸入した輸入者を有利に取り扱うこととなる。(パラ 7. 163) 1960 年の専門家会合でも、輸入者毎のダumping 及び損害判断がダumping 税賦課の根拠であることが理想的方法であるとしている。(パラ 7. 165)
- ・ 第 9.4 条(ii) の予測正常価格制度は個別輸入毎にダumping 税を計算することを認識している。(パラ 7. 166)
- ・ 第 2.4.2 条第 2 文に、ターゲット対象と非ターゲットを分けてダumping マージンを計算するといった規定はない。W-to-T に基づく個別ダumping マージン計算結果の全てを最終的にゼロイングを適用しないで合算した場合、第 1 文の W-to-W 法に基づく計算結果と同一になる。(パラ 7. 168)

しかし、DSU 第 3.2 条において、紛争解決制度は多角的貿易体制に安定性及び予見可能性を与えるとしている。また、DSB により採択されたパネル・上級委員会報告書における法的解釈は WTO 紛争解決制度の蓄積 (acquis) となり、加盟国の正当な期待を形成する (パラ 7. 179)。本件における請求内容と同様の論点は、米国—ステンレス鋼 (メキシコ) パネルにより判断され、上級委員会に覆された。かかる上級委員会判断は DSB により採択されたものであり、また、過去の一連の DSB 勧告に整合したものである。(パラ 7. 180) また、DSU 第 3.3 条は、「事態の迅速な解決」を求めている。以上の点から、本パネルは、米国—ステンレス鋼 (メキシコ) における上級委員会の判断にしたがって判断する。(パラ 7. 182)

よって、米国のシンプルゼロイングの適用は GATT 第 VI:2 条及び AD 協定第 9.3 条に不整合であると判断する (パラ 7. 182)。

④ 上級委員会の判断

(a) 29 件の行政見直し手続について

パネルの AD 協定 17.6 条(ii) 不整合

米国は、パネルにおいて、ゼロイングは容認されるとの解釈と容認されないとの解釈の双方が存在することが認められたものであるから、パネルが結論としてその一方を採用したことは AD 協定 17.6 条(ii) に不整合な判断をおこなったものであると主張する (パラ 265)。しかし、条約法条約第 31 条、32 条は協定全体が法的に有効となるよう調和した解釈を求めるものである。ある用語、文節の意味が複数あるからといって、自動的に AD 協定 17.6 条(ii) に言う Permissive interpretation となるものではない (パラ 268)。同項は、まず、第 1 文において、条約法条約にしたがって、協定全体として調和し、他と矛盾せず、かつ各条項に意味を与える解釈を行うことを求め、その後、第 2 文において、かかる許容し得る解釈が複数存在する場合についての規則を定めている。その逆ではない。また、17.6 条(ii) 自体、条約法条約の原則と規則に沿って解釈されなければならない。即ち、第 2 文は、解釈には一定の幅が生ずることがあり、その範囲内においてある措置が対象となる合意に合致すると判断することを認めたものである (パラ 271-272)。

条約法条約は、相互に矛盾する結果となる解釈を意図したものではない。解釈は、条約全ての条項にかかわる用語、文脈、目的、目標に調和するものでなくてはならない。条約解釈は、意味するところの幅を狭めることにあり、矛盾し競合する解釈を生ぜしめることにはない。また、ある加盟国の国内法的一条項は条約法条約の適用により排除せざるを得ないか、または条約をある加盟国の国内法と整合的に解釈することができないか、という問題ではない (パラ 273)。

「ダンピング」と「ダンピングマージン」の概念について

AD 協定第 2.1 条の「産品」(product)、「輸出価格」(export price) の文言のみで、ダンピングは取引別か、ある輸出者の全体としての概念かが明確になるものではない。(パラ 282)。第 5.8 条のデミニマスマージンとは、1 つの個別ダンピングマージンを指している。第 6.10 条は、輸出者・生産者別に 1 つ個別マージンを決定する、としている。第 9.5 条は、新規供給者について一つの個別ダンピングマージンを決定するとしている。これら条項は、ひとつのダンピングマージンは輸出者・生産者別に決定されることを示しており、個別取引レベルでの複数のダンピングマージンを指しているものではない (パラ 283)。さらに、損害に関する、ダンピング輸入、損害、ダンピングマージンについても、整合的な解釈が与えられなければならない。(パラ 284)。他方、正常価格を上回る輸出価格である個別取引について、当初調査ではダンピングされたと認定し、最終的な AD 税率の決定ではダンピングされていない、と認定することを正当化する根拠

はない。かかる認定は、AD 手続きの各段階において整合的な取り扱いをおこなうことに反する結果を生ずる（パラ 285）。GATT 第 VI:2 条及び第 9.3 条のダンピングマージンの文言は製品の輸出者に関するものである。したがって、AD 税額は輸出者ごとのダンピングマージンを上限とするものである。AD 協定は一定の事項を無視して良い場合にはその旨を明示しているが、GATT 第 VI:2 条及び第 9.3 条に、一部取引を無視して良いとの明示はない（パラ 286）。よって、ダンピング、ダンピングマージンを個別取引ごとに判断してよいとの解釈には同意できない（パラ 287）。

輸入者別の AD 税評価について

米国は、取引別のダンピングマージン計算が認められないとすると、ダンピング輸入している輸入者をダンピング輸入していない輸入者よりも有利に取り扱うこととなると主張する（パラ 289）。しかし、アンチダンピング措置は輸出者にその価格設定態度（pricing behaviour）を改めさせるものである。当該価格は輸入者との交渉によるものであるからといって、かかる点に変更されるものではない（パラ 290）。また、AD 税は複数の輸入者に全体の平均値を課さねばならないものでもなく、ある輸入者に対してマイナスのダンピングマージン分について補償しなければならないものでもない（パラ 291）。

予測正常価格（Prospective Normal Value）について

米国は、第 9.4 条(ii)の予測正常価格との差額を AD 税として徴収する制度において、輸出者ごとの個別取引の価格差の合計を求めることは、予測 AD 税制度を遡及制度に変更するものであると主張する（パラ 293）。しかし、第 9.3 条のダンピングマージンは予測制度においても輸入時に確定されるものではなく、第 9.3.2 条の還付手続により見直されることを前提としている（パラ 294）。予測正常価格に基づく AD 税の徴収は、その中間段階に過ぎず、第 9.3.2 条に基づく最終評価に服するものである。即ち、同制度も第 9.3 条の義務から免れるものではない（パラ 295）。

数学的同等性について

米国は、W-to-W 比較以外にもゼロイングが禁止されると解釈することは、第 2.4.2 条第 2 文の W-to-T と W-to-W を数学的に同等とするものであり、条約解釈の原則に反するとする（パラ 296）。しかし、W-to-T は、原則である W-to-W、T-to-T の例外であり、例外が原則の解釈を決定することはできない。逆に、ゼロイングが禁止されていないとしても、やはり、W-to-T と W-to-W とは数学的に同等となり得る（パラ 298）。いずれにせよ、一定の状況において W-to-T と W-to-W とが数学的に同等となるからといって、第 2 文の効力が失われるとするには不十分である（パラ 298）。

歴史的背景

米国は、1960 年専門家グループ報告では、ダンピング及び実質的な損害について個別輸入ごとに判断することが望ましい方法である、としていたことと相容れないと主張す

る（パラ 299）。しかし、1960 年専門家グループ報告はゼロイング問題を解決することを意図したものではない。たとえ、当時は GATT 第 VI 条においてゼロイングは許容されていると考えられていたとしても、現在の GATT 第 VI 条は AD 協定 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条、9.3 条により解釈される場所とは異なる（パラ 300）。米国—ステンレス鋼（メキシコ）において説明した通り、プルリラテラルな協定であった東京ラウンド・AD コードは GATT1947 とは法的に別個のものであり、WTO 協定に含まれていない（パラ 302）。また、ウルグアイラウンドの交渉過程での提案は、加盟国の一部の意見を示したに過ぎず、第 9.3 条の解釈を指し示すものではない（パラ 303）。

同意意見

これまでのパネル、上級委員会により、ダンピングの概念の正しい解釈を中心として議論がなされてきたところである。これら解釈作業は、聖書の解釈のような巧みな仕組みにかかるものではなく、それぞれが、数学的同等性とその結果としての条項の重複というさらなる難問を生み出した（パラ 305）。

国際公法の解釈規律は、首尾一貫し調和した解釈を求める。その一方で、ある協定には多くの手垢が付いている。その結果としての協定文は、時として建設的な不明確さを基礎として成立している。協定解釈は、かかる不完全性に拘わらず、当事国の権利義務を付加または減少させることなく、秩序を見いだす作業である（パラ 306）

第 2.1 条は、同条に定義するダンピングの意味は、協定全体に適用されるとしたが、その規定は不完全である（パラ 307）。上級委員会は、第 2.4 条、5.8 条、6.10 条、9.5 条、及び 3.1 条から結論に至ったものである（パラ 308）。AD 協定は何らかの合計値を要請しているところであることは明確である（パラ 309）。上級委員会は、その合計に、マイナスの比較結果値を加えないことは、公平な比較ではなく、産品全体の判断とならなると判断した（パラ 310）。上級委員会は、ダンピングは個別の輸出者に関する問題であると考え、AD 税の納税義務者は輸入者であることの指摘がある。上級委員会は、かかる点は税を評価する遡及制度と予測制度の違いであると考え、批判はある（パラ 311）。

それら解釈を、今後も議論し続ける利点はない。偉大な論争にも終わりがなければならぬ。他方、輸出者別と取引別という 2 つの解釈は相容れないものであり、第 17.6 条(ii)第 2 文の解釈の幅に収まるものではない。いずれかが採用されなければならない。これに、上級委員会は結論を出したものである（パラ 312）。

結論

第 9.3.1 条は第 9.3 条の要件に服する。正常価格を上回る輸出価格による比較値を無視することは認められない（パラ 314）。よって、29 件の行政見直しにおいてシンプルゼロイングを適用したことは第 9.3 条に不整合であるとのパネル結論を支持する（パラ 316）。第 17.6 条(ii)においても、相反する複数の解釈を認められるものではない（パ

ラ 317)。

行政見直し7手続について

ECは、パネルの証拠認定について、DSU第11条に反すると主張した。また、パネル自ら証拠を収集しなかった点においてDSU第13条に反したと主張した。

行政見直し7手続のうち、5手続について、ECは、パネルに、官報公告及び決定メモに加え、コンピュータプログラム、及びゼロイング法を適用したときの結果と適用しない場合のダンピングマージン計算結果表を提出していた。パネルは、そのうち4手続について「米国商務省が見直し手続きの過程において生成したものではなく」、また、特定のコンピュータ指示語からでは必ずしもゼロイング法が使用されたとはいえない、マージン計算プログラムからシンプルゼロイング法が使用されたことは即座に認識できるものではないなどとして、シンプルゼロイング法が使用されたことは立証されていないと判断した（パラ 321-323）。

他の2手続については、官報公告及び決定メモのみが提出された。これについても、パネルはシンプルゼロイング法が使用されたことは立証されていないと判断した（パラ 324）。

パネルの判断はDSU第11条から問題がある。パネルの証拠評価は、個々の証拠について評価し、当該証拠それ自体からシンプルゼロイング法が使用されていたことが証明されるかを検討しており、他の証拠との関係を考慮していない。同条は、パネルに、すべての証拠を全体として評価することを求めている。即ち、たとえいずれの証拠もそれ一つでは主張された事実を立証するに不十分であっても、全ての証拠を集合的に、また、それらの相互関係から考量しなければならない。（パラ 336）

パネルは、官報公告は「シンプルゼロイング法を使用したと述べていない」、マージン計算プログラムは「ゼロイング法が利用されたことを必ずしも証明するものではない」、計算結果表は「ゼロイング法が実際に利用されたことを必ずしも証明するものではない」、決定メモは「シンプルゼロイング法を使用したか否かを述べていない」、との証拠認定をしている。（パラ 336）これらは、個別の証拠一つからシンプルゼロイング法が使用されたことが立証されることを求めているものであり、証拠の累積的評価をおこなっているものとは思われない（パラ 337）。

さらに、パネルは、1件の行政見直しについてのマージン計算プログラム、計算結果表それぞれについて、その証拠としての評価をおこなっていない。証拠は全体として評価されるべきであるが、個別の行政見直しにおいて個別証拠の評価をおこなわなかったことはさらに顕著である。パネルの責務は問題の客観的評価を説明することにある。かかる失念は、証拠を全体として評価していないことの証左である（パラ 338）

ECが提出したマージン計算プログラム、計算結果表について、米国は、それらは真

正であることを確認できないとした。しかし、真正性が確認されなかったからといって、その証拠としての価値が否定されるものではない。特に、米国は、それらが改ざんされたと主張したものではなく、また、その他、内容について疑義を提起していない（パラ 340）。パネルが、米国による確認がなされなかったことを理由としたことは、証拠の客観的評価をおこなったとはいえない（パラ 341）。

DSU 第 13 条は、情報を収集し、技術的助言を求める権利をパネルに与えたもので、かかる権利を行使するか否かはパネルの裁量である（パラ 343-344）。しかし、かかる裁量は、DSU 第 11 条の責務を果たすために「欠くことのできない必要な」権限である。*Canada - Air Craft* において述べた通り、パネルは、既に提出された証拠を評価して一応の証明がなされたかを確認するために、情報を収集することが必要とされる場合がある。（パラ 345）。本件では、パネルは、米国商務省の真正な書類であるか否かに重点を置いたのであるから、事実及び問題点を明確に理解するために、米国に対して、米国商務省の真正な書類の提出を要求すべきであった。しかし、既に、パネルは立証責任の基準、証拠の総合的考慮において誤っていたところから、DSU 第 13 条との不整合については判断しない。

以上から、パネルは、DSU 第 11 条に基づく客観的な評価義務を果たしていない。

分析の完結

5 件の行政見直しについて、EC はマージン計算プログラム、計算結果表を提出し、これらによりシンプルゼロイング法が利用されたことが示されたとしている。米国は、その内容については争っていない（パラ 351）。米国は、それらからシンプルゼロイング法が適用されたか否かについて確認する立場にないとしたのみである（パラ 352）。これらから、5 件の行政見直しについては、シンプルゼロイング法が利用されたことが立証されたと認定する。

その他の 2 件については、シンプルゼロイング法が適用されたことを示す直接証拠はない。これは素証拠全体を検討する義務からパネルを解放するものではない。しかし、パネル手続きでの事実認定及び争いのない証拠から結論が導き出されるか否かという観点からは、その他の 2 件について分析を完結することはできない（パラ 357）。

(7) ゼロイング手法のサンセットレビューへの適用

① EC の主張

11 件のサンセットレビューにおいて、米国商務省はゼロイングを適用して計算された過去のダンピングマージンに依拠して判断した。（パラ 7.183）AD 協定第 11.3 条は「ダンピング」の文言の意味を定義していない。よって、GATT 第 VI:1 条及び AD 協定第 2.1 条の定義が適用される。したがって、AD 協定第 2.1 条、2.4 条、2.4.2 条に整合しない

方法により計算されたダンピングマージンを用いたサンセットレビューの判断は、それら条項に不整合であり、よって、第 11.1 条、11.3 条に不整合である (パラ 7.184)

② 米国の主張

EC は、ゼロイングを適用しなかった場合にゼロ又はデミニミマス・マージンとなり、AD 税賦課を撤廃することとなることを立証していない。(パラ 7.186)

③ パネル判断

まず、11 件のサンセットレビューうち 3 件は仮結果に過ぎず、本パネル審理の対象とならない。よって、残余の 8 件について検討する。(パラ 7.191)

上級委員会は、*米国—表面処理鋼板サンセットレビュー*において、調査当局は過去のダンピングマージンに依拠する必要があるものではないが、依拠する場合には、かかるダンピングマージンは AD 協定第 2 条に整合的でなければならない、と判断している。

(パラ 7.194) また、*米国—ゼロイング (日本)*において、上級委員会は、行政見直し手続においてゼロイングを適用して計算されたダンピングマージンは第 2.4 条及び第 9.3 条に不整合であり、よって、当該ダンピングマージンを基礎としたサンセットレビューの判断は第 11.3 条に不整合である、としている。(パラ 7.195)

本パネルは、それら上級委員会の説明は正当であると考えます。米国商務省は、本件で問題とされている 8 件のサンセットレビューにおいて、ゼロイングを適用して計算されたダンピングマージンに依拠して判断をおこなったものであるならば、AD 協定第 11.3 条に不整合である。(パラ 7.196)

EC は、8 件のサンセットレビューにおいて、米国商務省が当初調査で計算されたダンピングマージンに依拠したことを示す、同省作成の決定メモを提出した。また、それら当初調査は、米国商務省がモデルゼロイングの適用を取りやめることを表明した 2007 年 2 月 22 日以前に終了したものであることを示した。(パラ 7.198) したがって、EC は、当該ダンピングマージンはモデルゼロイングを適用して計算されたことの一応の立証をおこなった。米国は、これに対して、有効な反証をおこなっていない。(パラ 7.200)

米国は、ゼロイングを適用しなかった場合のダンピングマージン、また、それにより判断が変わったものであるかの立証がされていないと反論する。しかし、米国の反論は、ゼロイングがダンピングマージンに及ぼす影響についてであり、それらダンピングマージンが使用されたサンセットレビューの判断についてではない。(パラ 7.201)

以上から、米国商務省は 8 件のサンセットレビューにおいてゼロイングを適用したダンピングマージンを使用して判断を行ったと認定し、かかる判断は第 11.3 条に不整合であると判断する。(パラ 7.202)。

④ 上級委員会の判断

パネルは、ECの提出した証拠、即ち8件全ての米国商務省決定メモにおいて当初調査で計算されたダンピングマージンを証拠として使用していたこと、2006年12月の官報公告において、米国商務省は以後の当初調査ではこれまで適用していたゼロイングをおこなわないこと、8件全てのサンセットレビューは当該表明の発効日（2007年2月22日）以前に終了していたこと、に基づき、ECは一応の立証を果たしていると判断したものである（パラ371）。

米国は、2006年12月の官報公告は一般的な表明に過ぎず、個別の当初調査で実際にゼロイングが適用されたことを立証していないと主張する（パラ372）。しかし、同官報公告において、米国は、それまでの全ての初回調査においてゼロイングを行っていたと述べている。また、米国は、ゼロイングを行わなかったとする反証を行っていない（パラ381）。したがって、パネル判断は証拠により裏付けられており、法的誤りは見あたらない（パラ382）。

I I I. 論点整理・考察

これまで、ダンピングマージン計算におけるゼロイング法利用の可否について、主に次の事例において議論されている。

- ・ EC—ベッドリネン（インド）（DS141）
- ・ 米国—表面処理鋼板（日本）（DS244）
- ・ 米国—軟材アンチ・ダンピング措置（カナダ）（DS264）
- ・ 米国—ゼロイング（EC）（DS294）
- ・ 米国—ゼロイング（日本）（DS322）
- ・ 米国—ステンレス鋼アンチ・ダンピング措置（メキシコ）（DS344）

これら事例から、既に、ゼロイングは、ターゲットダンピングの場合を除き、モデル・ゼロイング、シンプル・ゼロイングのいずれの方法も、当初調査、行政見直し、サンセットレビューのいずれにおいても、禁止されていることが明確とされている。以下では、本件の特徴と思われる点について整理し、考察する。

1. AD税18件の継続的適用

ECは、18件のAD賦課措置について、ゼロイング手法を継続的に適用したダンピングマージンに基づいてAD税を課しているのものであるとして、かかるAD税における「ゼロイング手法の維持と継続的な適用」は協定不整合であるとの請求をおこなった。パネ

ルは、次の理由から DSU 第 6.2 条の求める特定性に欠けるとして、この請求を却下した。

- ・ AD 税 18 件と、58 の個別 AD 手続との関係が曖昧である。
- ・ AD 税 18 件の継続的適用それ自体では、特定の措置を明示したこととならない。
- ・ EC の請求は、パネル設置日に存在していない、将来の AD 手続も含み得るものであり、かかる請求は DSU 第 6.2 条において認められていない。

上級委員会は、かかるパネル判断を次の理由により覆し、さらに、EC の請求は、「18 件の AD 賦課命令・AD 税の、継続的な賦課、評価、徴収」であり、第 3.3 条の「措置」に該当すると判断した。

- ・ 本パネル設置要請書では、特定された 18 件の AD 税賦課命令による税、それら税に係わる直近の行政見直し又はサンセットレビュー、それら手続におけるゼロイングの適用、とされており、紛争の対象とされた措置を米国に通知するに十分である。
- ・ 措置の存在及びその正確な内容は、パネル手続において検討されるものであり、第 6.2 条の目的として検討されるべきものではない。
- ・ 18 件の AD 税賦課は継続しているものであるから、そのパネル設置要請に将来の効果が含まれているからと言って、何ら不自然ではない。

このパネルは、AD「賦課命令 (duty order)」という一つの行政行為が存在することを認識することを失念したように思える。ある国からのある製品に対する AD 税の賦課は、AD 賦課命令に基づき実施されるものであり、その後の AD 手続は、当該 AD 賦課命令の効力を維持、継続しているものである。しかし、パネルは、パネル設置要請書の引用部分以外では、賦課命令という言葉に触れていないのである (7.40-7.67)。このため、パネルは、as applied 請求と as such 請求とは便宜的な分類に過ぎないとしながらも、個別手続の積み重ねとして、ある製品の AD 判断についてのゼロイング手法の適用という請求が成立するか、という観点から as such 請求として成立しているかを検討、判断したように思われる。

上級委員会の判断は、個別事例を問題とする as applied 請求と、法令・制度を問題とする as such の中間に位置する、一件の AD 賦課命令という限定された範囲における特定の制度適用、という as such が認められることを明確にしたといえよう。これは、今後の WTO 紛争において、請求の構成に柔軟性を与えるものといえる。たとえば、米国商務省は、ベアリング AD 手続において、個別モデルの特定方法、ダンピングマージンの月別によるサンプリングによる計算方法など、当初調査において採用された分析・計算方法を、以後の手続においても継続して適用してきた。このような方法の継続的適用を防止するための請求としては、as applied 請求として個別事例における協定不整合を行い、実施において、将来の手続においても当該方法が適用されないようにす

る、という手段が考えられた。今回の上級委員会の判断は、このような適用範囲が限定される方法についても、協定不整合を問えることが明確とされたといえよう。

この上級委員会の判断は、AD 措置以外の事例においても利用できる可能性を示している。たとえば、ある国において特定品目の輸入通関については、実務上、恒常的に追加手続きが課されている場合、かかる追加手続きについて、当該品目の通関に対する「継続した適用」として協定不整合を請求することの足がかりとなり得るのではないか。

2. 「18 件の AD 賦課命令・AD 税の、継続的な賦課、評価、徴収」の AD 協定整合性

パネルは、「18 件の AD 賦課命令・AD 税の、継続的な賦課、評価、徴収」との請求を、を上述の通り、有効な請求と認めなかったため、かかる請求の協定整合性については判断しなかった。EC は、かかる請求が有効であると上級委員会が認めた場合、さらに協定整合性についても判断するよう上級委員会に求めていた。

これに対し、上級委員会は、パネルの認定した事実及び当事国間で争いとなっていない事実の範囲で当該「措置」の AD 協定整合性を判断するとした上で、4 件の AD 賦課命令については、それぞれ、当初調査、連続した行政見直し 4 手続き及びサンセットレビューにおいてゼロイング手法が使用されているとの事実認定がなされているところから、今後の手続においてもゼロイング手法が適用され、AD 税が維持される可能性があることを示す十分な証拠が記録上に存在すると認定した。しかし、他の 14 件については、いずれも、過去の行政見直し、サンセットレビューでのゼロイング手法パネルの事実認定が数件に限られており、また、それら一部にはゼロイング手法が適用されたとの事実認定がなされなかった（但し、ゼロイング手法が適用されていないという認定がなされたものでもない）ところから、証拠は不十分であるとして、協定整合性について判断しなかった。

上級委員会において継続したゼロイング法の適用があったとして AD 協定違反が認められた 4 件と、他の 14 件との違いは、EC がゼロイング手法の適用がなされたことを立証した行政見直し、サンセットレビューの数の違いである。即ち、上級委員会は、連続した過去 4 回の行政見直し及びサンセットレビューにけるゼロイング法の使用が認定されていた AD 措置のみについて協定不整合を認定したものである。

このように、本件では過去 4 年余りの継続した適用を示す証拠により請求内容が立証されたと判断されたものであるが、かかる証拠が制度的適用の立証として常に十分であるかは、個別紛争の内容によると言わざるを得ない。本件では、別の争点で認定されている通り、米国はそれら手続においてゼロイングを使用しなかったという反証をおこなっていない。さらに、米国商務省自身が、その当初調査におけるゼロイング適用廃止についての公告において、2007 年 2 月以前には当初調査においてもゼロイング法を適

用していたことを認めている。上級委員会は、それらを踏まえつつ、当該4件について、過去4年余りの実務についての立証はAD措置内においてのゼロイング法の適用を認定するに十分であると判断したものと考えられる。

3. ゼロイングの解釈論争と上級委員会報告書の先例性

パネルは、行政見直しにおけるシンプルゼロイング法使用のAD協定不整合性について疑問を呈しつつも、DSBにより採択された上級委員会報告書における法的解釈はWTO紛争解決制度の蓄積(acquis)となると認め、本問題については上級委員会において既にAD協定不整合と判断されているため、それに沿って判断するとし、いずれの手続きにおいてもゼロイングはAD協定不整合と判断した。上級委員会は、米国のシンプルゼロイングについての反論それぞれについて、かかるマージン法が認められない理由について、説明をおこなっている。それら説明は、過去の議論を要約したに過ぎず、本件で新たな論点を提示したものではない。数学的同等性についての歯切れの悪さも同様である。よって、ここでは改めて検討しない。

上訴において、米国は、パネルによりゼロイングの可否について2つの解釈が示されたものであり、AD協定17.6条(ii)に基づき、双方共に認められるべきであると主張した。これに対し、上級委員会は、AD協定17.6条(ii)第1文により、条約法条約に従って、AD協定全体として調和し、他と矛盾せず、かつ各条項に意味を与える解釈を行うことが求められ、その上で、許容し得る解釈が複数存在する場合に、それらが認められている、即ち、解釈には一定の幅が生ずることがあることを示したものであるとした。さらに、かかる条約法条約の要請から、同項は相反する複数の解釈を認めるものではないとした。これらから、米国の主張するゼロイングの解釈は第17.6条(ii)において許容されるものではないとした。

ECは、条件付請求として、上級委員会がパネルの結論を覆した場合には、上級委員会報告書の先例性について主張した(パラ362-365)。即ち、*US - Stainless Steel (Mexico)*における判断を引用し、「説得力ある理由」(cogent reasons)がない限り、同一の法的質問に対しては同一の判断を行うものであること、また、上級委員会の創設の意味から、同一の問題について既に上級委員会が判断を示している場合、パネルはそれに従うことが期待されている、と主張した。上級委員会は、本件においてはパネルの結論を受け入れたため、EUの主張についての判断は不要であるとした。

また、上級委員会の同意意見は、「数学的同等性とその結果としての条項の重複というさらなる難問」が生じていることを認める一方で、「偉大な論争にも終わりがなければならぬ」として、ゼロイングの協定整合性についての再議論はやめるよう呼びかけている。

特に、上級委員会は、AD 協定 17.6 条(ii)は解釈に幅ができることを認めているに過ぎないとし、さらに、条約解釈は、かかる幅を狭めるためにあり、矛盾する解釈を生ぜしめることにはない、とした点は注目される。これらからすると、上級委員会は、条約の解釈は、全体の大筋では 1 通りに絞られなければならない、詳細まで規定されていない場合など細分において解釈を一つに絞りきれない場合に、その範囲において解釈の幅ができる、としているものと思われる。これは、同意意見に「協定文は、時として建設的な不明確さを基礎として成立している」という点と通じるものであろう。結論として、ゼロイング法の使用が認められるとすると多くの他の条項と矛盾する結果となり、条約法条約の要請する解釈とはならないとの認定は正しいと考えられる。

これらパネル、上級委員会判断を鑑みると、もはや、米国は、通常の行政見直しにおけるゼロイング法は認められると主張する根拠はなくなったと思われる。したがって、本件の実施では、行政見直しにおけるゼロイング法の適用を廃止する方向以外では動きようがないと思われる。米国の実施を注目する必要がある。

このように、ゼロイング手法使用の可否について、おおよそのところは決着したと考えられるが、未解決である点があることに注意喚起したい。第 1 に、第 2.4.2 条第 2 文のターゲットダンピングである。これについては、何らの判断もされていない。たとえば、具体的に、どのような場合にターゲットダンピングの規定の適用が認められるか、という点がある。また、同文の適用が認められる場合であっても、ゼロイングが依然として禁止される部分はあるのか、ターゲットのみについてゼロイングが認められるのか、または、ターゲット、非ターゲットを含めた全ての取引についてゼロイング法を適用してよいものであるか、などである。更に、当初調査においてターゲットダンピングが認められたとしても、還付手続き、行政見直し、また第 11 条レビューにおいて、どのような計算方法が認められるか、ということもあろう。米国等、AD ユーザー国がターゲットダンピングの適用を増加させた場合には、その適否について改めて検討する必要がある。

第 2 に、還付手続き、行政見直しにおいて、個別のダンピングマージンを合計すべき「全体」の範囲である。これまで、どの程度の期間の個別ダンピングマージンを合算することが「全体」といえるかについては争われていない。この点についても、米国を含め、各国の実務対応を注視すべきである。

4. 米国商務省の問題及び決定メモが当初提出されなかった 7 の行政見直し手続について

パネルは、7 件の行政見直し手続について、米国商務省の決定メモにはゼロイング法

を適用したことを是認する記述がなされていない、EC が提出したマージン計算結果表は米国商務省が作成した表ではないなどとして、シンプルゼロイング法が適用されたことを示す証拠として不十分であるとした。これに対し、上級委員会は、パネルは個別の証拠一つからシンプルゼロイング法が使用されたことが立証されることを求めているものであり、証拠を全体として評価していないとして、DSU 第 11 条に反した判断であるとした。

また、上級委員会は、DSU 第 13 条に基づくパネル自らの証拠収集について、本件の状況から、事実及び問題点を明確に理解するために米国に対して真正な書類を要求すべきであったと述べた。しかし、かかる不作為が DSU 第 13 条であったか否かについては判断しなかった。

この上級委員会の判断に賛成する。パネルの判断は極めて疑問である。パネルは、商務省が、その問題及び決定メモにおいてシンプルゼロイングを適用したと述べた事例のみについて、シンプルゼロイングが適用されたと認定したものであり、被申立国である米国が計算方法について是認しなかった事例については、シンプルゼロイングの適用を認定しなかった。言い換えれば、シンプルゼロイングの適用の事実認定を被申立国に委ねたと同様である。これは、パネルの客観的証拠の評価義務を果たしたとは到底言えない。

実際のところ、本パネルは、自らの紛争手続きの進行指揮上の失点を、立証不十分と認定することで取り返そうとして無理をした感がしてならない。パネルは、第 2 回会合後のパネル質問において、EC に対して、7 件の行政見直し手続について決定メモが提出されていないが、それらはないのかなどと聞いてしまい、EC に、パネル手続きの最後の段階で決定メモ等の資料を提出する機会を与えてしまった。米国は、かかる資料提出は遅きに失し、認められるべきではないと主張したものの、パネルとしては自ずから招き入れた資料であるため検討せざるを得なかった。結局、それら資料の証拠価値を低く評価して立証不十分と結論することで辻褄をあわせようとしたのではないか。

以上